

番号	種別	項目	変更前	変更後	補足
1	交付要綱	(定義)第2条(10)	診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い患者を診察する医療機関及び「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき「診療・検査医療機関」として、知事が別に指定する医療機関をいう。	帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき「診療・検査医療機関」として、知事が別に指定する医療機関」及び「感染症専用の外来部門」をいう。	外来診療の促進に伴い補助対象を拡大するため変更
2	交付要綱	補助対象期間(全体)	令和3年4月1日から令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和4年9月30日	補助対象期間の変更
3	交付要綱	(実績報告)第8条2項	前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。	前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して3月を経過する日又は令和4年9月30日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。	提出期限の変更
4	交付要綱	別表1(第3条関係) (2)医療従事者の宿泊施設確保事業 ア	なし(追加)	又は医務課長が必要と認めた医療機関	文言の追加
5	交付要綱	別表1(第3条関係) (2)医療従事者の宿泊施設確保事業 ウ	なし(追加)	又は医務課長が必要と認めた医療機関	文言の追加
6	交付要綱	別表1(第3条関係) (7)受入体制強化整備事業	(7)受入体制強化整備事業	なし(削除)	メニューを削除
7	交付要綱	別表2(別表1(4)関係)	知事が必要と認めた検査機器	なし(削除)	別表2全てが知事が必要と認めた検査機器ではないため文言削除
8	共通様式	別紙3	なし(追加)	法人等名称及び代表者職、氏名	文言の追加
9	共通様式	別紙7	なし(追加)	法人等名称及び代表者職、氏名	文言の追加